

毎年 10月1日 は『法の日』、10月1日～7日 は『公証週間』です。



ご自身やご家族に「もしものこと」があった時の備えをこの機会に考えてみませんか？

次のいずれかに該当することはございませんか。

- ・ 財産の分け方を工夫しておきたい。
- ・ 自分が亡くなった後に、家族に揉めてほしくない。

こんな時には、『遺言』を検討するとお役に立ちます

『遺言とは』

自分が死亡したときに相続人等に対して、財産をどのように分けるか等、自分の意思を明らかにするものです。

これにより、自分の想いを反映させたり、相続をめぐる面倒や争いを事前に防止することができます。

遺言の方式には、主に「公正証書遺言」や「自筆証書遺言」があります。

- ・ 自分やご家族の方が手続き等できなくなった場合に備えて、お願いできる人(ご家族や専門職)を決めておきたい。

こんな時には、『任意後見』を検討するとお役に立ちます

『任意後見とは』

自分の判断能力があるうちに、将来認知症や疾病などで意思表示ができなくなってしまう場合に備えて、あらかじめ自分で選んだ「任意後見人」(ご家族や専門職)に、お金の管理や生活に必要な契約・手続きを代行してもらう制度です。

この制度を利用するには「任意後見契約」を公証役場で作成しておく必要があります。

- ・ 不動産や現預金・有価証券等の財産を持っているが、自分が手続きできなくなってしまうことで、迷惑をかけたくない。

こんな時には、『民事信託』を検討するとお役に立ちます

『民事信託とは』

自分の財産(不動産、現預金、株等)を信託できる人(ご家族等)に名義を移して、その名義人が、契約書等に定められた目的に従って、受益者のために、管理運用処分等をおこなう財産管理手法の一つです。

主にお子さん等の家族が任されることが多いので、別名「家族信託」とも呼ばれます。

信託契約書は公正証書で作成することが一般的で、安心して活用できます。

詳しいお話を聞きたい場合は、

法律の専門家による話を聞いたり、

個別相談(将来の備えや将来に向けた財産の承継など)ができる機会をご利用しませんか。

※ 参加費は無料です。詳細は裏面をご確認ください。